

個人住民税の寄附金税額控除には確定申告が必要です



個人の方が平成30年中に支払った、下記1～3の2,000円を超える寄附金については、個人住民税の税額控除（基本控除）が受けられます。

また、下記1の地方自治体への寄附金「ふるさと納税」に該当する場合、税額控除額が大きくなります（特例控除の上乗せ）ので、確定申告書に正しく記載してください。

なお、災害義援金については、被害を受けた地方自治体に対して寄附をした場合に加え、募金団体（日本赤十字社、共同募金会等）を経由して地方自治体に寄附をした場合も、下記1の「ふるさと納税」の制度が適用されます。

記載方法については、裏面をご覧ください。

1 地方自治体への寄附金「ふるさと納税」

【基本控除10%+特例控除】



2 東京都共同募金会及び日本赤十字社（東京都支部）への寄附金

【基本控除10%】



3 東京都又はお住まいの市区町村が条例で指定した寄附金

【基本控除4%(都)・6%(市区町村)】



◎東京都が条例で指定する寄附金は、所得税の控除対象寄附金のうち、都内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体です（特定公益信託・政党等に対する寄附金等を除きます。）。

◎市区町村が条例で指定する寄附金については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

・個人住民税の税額控除を受けるには、税務署への所得税の確定申告^{※1}が必要です^{※2}

※1 所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。

※2 地方自治体へ寄附をされた方で、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の手続きをし、当該制度が適用される方は確定申告は不要です。

・領収書や払込控え等は、確定申告書等に添付し、平成31年3月15日(金)までに提出してください。

所得税の確定申告は、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」が便利です

① 国税庁HPの検索

国税庁

検索

② 確定申告書等作成コーナーへ

◎画面の案内に従い金額等を入力すると、税額などが自動計算されます。



国税庁
e-Taxキャラクター
イータ君

確定申告書の提出前に、記載内容を再度確認してください。＜事例＞次の2種類の寄附金等を支払った場合

◎所得税の確定申告書（第二表）に正しく記載されているか、事例を参考に、確認してください。

※下記の例は、平成29年分の確定申告書Aを用いた場合の例です。確定申告書Bは一部様式が異なります。また、平成30年分の様式とは異なる可能性があります。

◆◆県に対する寄附金 30,000円

「社会福祉法人◇◇の会」に対する寄附金
(東京都とお住まいの市区町村がそれぞれ条例で指定した場合) 5,000円

所得税の確定申告書A（第一表）

FAO113

平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

住所 (又は居所) フリガナ 氏名 性別 世帯主との続柄 世帯主の氏名 性 別 男 女 生年 月 日 電話 自 宅 ・ 動 機 先 ・ 携 帯 電 話 番 号

収入金額等 (単位は円)

給 与	公 的 年 金 等	雑 給 与	配 当	時 給	時 配	時 給 与	時 配	合 計
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨

課税される所得金額 (5-20) 上の⑨に対する税額 (22) 配当控除 (23) 政党等寄附金等特別控除 (24) 災害減免額 (33) 復興特別所得税額 (35)

寄附金税額控除 (19)

所得税の確定申告書A（第二表）

FAO067

平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
寄附金	都道府県、市区町村分	30,000円	
寄附金	都道府県	5,000円	
寄附金	市区町村	5,000円	

所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払保険料	掛金の種類	支払掛金
社会保険料控除			
合計			

所得から差し引かれる金額に関する事項

寄附金税額控除	寄附先の所在地・名称	◆◆県●●市▲▲1-2-3 ◆◆県 東京都○○市△△1-2-3 社会福祉法人◇◇の会
---------	------------	---

第一表 (平成二十九年分以降用)

第二表 (平成二十九年分以降用)

「住民税に関する事項」欄

寄附金	都道府県、市区町村分	30,000円	条例	都道府県	5,000円
税額控除	住所地の共同募金会、日赤支部分		指定分	市区町村	5,000円

「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄

寄附金控除

寄附先の所在地・名称

◆◆県●●市▲▲1-2-3
◆◆県
東京都○○市△△1-2-3
社会福祉法人◇◇の会

寄附金控除を速やかに受けられるよう、所在地・名称を正確に記載します。

※所得税の税額控除の寄附金を選んだ場合は、各寄附金特別控除額の計算明細書を作成の上、申告書と一緒に提出してください。

所得控除の場合は、この欄に記載します。
※税額控除を受けられる寄附金もあり、その場合はいずれか有利な方を選ぶことができます。
税額控除の場合は、申告書の「政党等寄附金等特別控除」欄に記載します。

寄附金控除等の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

○個人住民税に関すること・・・総務省HP [総務省 ふるさと納税](#) 検索

○所得税・確定申告に関すること・・・国税庁HP [国税庁](#) 検索

東京都主税局

作成：課税部課税指導課 ☎03-5388-2969

東京都主税局 検索 <http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

